

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

女性職員が自己の能力を十分に発揮し、働きやすい環境整備を行うため、次とおり一般事業主行動計画を策定する。

1 計画期間

2020年6月25日から2025年6月24日までの5年間

- ## 2 当社の課題
- (1) 以前は技術職に女性職員が在職していたが、現在はサービス、事務職等に配置している。
女性が働きやすい環境を整え女性の雇用を増やす取り組みが必要である。
 - (2) 採用において女性の応募等が少なく、現場においても女性技術者がいない。

3 目標

- 目標1. 技術者の女性職員の1人以上の採用を目指す。
- 目標2. 女性職員の働きやすい職場環境の整備を行う。
- 目標3. 能力開発及びキャリアアップを支援するなど、社員の意識改革及び行動改革を促します。

- ## 4 取り組み内容
- ・2020年6月～1.採用担当者に女性社員を配置し、採用選考過程において女性応募者と女性社員が直接対話できる場を多く設ける。
 - ・2020年7月～2.同業他社の活用状況や働き方について調査検討する。
 - 3.技術者の女性の応募を増やすため、学生向けパンフレットの作成やホームページの改定を進める
 - 4.管理職層に対して、労基法、男女雇用機会均等法及びハラスメント防止等に関する講義を実施し、コンプライアンスの徹底とともに女性の活躍推進に関する意識向上を図る。
 - 5.女性社員に対して、女性活躍推進に関する外部の啓発セミナーやマネジメント研修などへ派遣し、女性社員の能力開発やキャリアアップを支援します。
 - ・2021年1月～4.自社現場管理者とのヒアリングにより、女性技術者配置の場合の改善点を洗い出す。
 - ・2021年7月～5.女性目線での作業服や安全器具など現場から意見聴取を行う。

5 働き方の改革に向けた改善

- ・2022年1月～ 時間外労働削減について、経営者からアピールする。
 - ・ノー残業デーの実施（週に一回）
 - ・年次有給休暇の取得推進